

# 条例の概要

## 目的【第1条】

- ・家庭教育支援の基本理念及び実現に必要な事項の制定
- ・家庭教育支援施策の総合的な推進
- ・保護者の成長及び子どもが親になるための学びの促進
- ・生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与

## 基本理念【第3条】

- ・保護者が子どもの教育に第一義的責任を有する基本的認識
- ・県、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たし、相互に協力しての一体的な取組
- ・一人一人の子どもの個性を尊重し、多様な家庭環境に配慮
- ・幼少期の教育が人格形成の基礎を培うため、家庭における小学校就学前の教育に重点

## 県の責務【第4条】

- ・家庭教育支援施策の策定・実施
- ・関係者との連携・協働
- ・保護者及び子どもの障害の状況、保護者の経済状況、その他の家庭状況の多様性への配慮

## 県の基本的施策

- ・親としての学びの支援【第12条】
- ・親になるための学びの推進【第13条】
- ・家庭における就学前教育の充実【第14条】
- ・幼稚園等に対する就学前教育の支援【第15条】
- ・人材養成等【第16条】
- ・多様な家庭環境に配慮した支援【第17条】
- ・相談体制の整備等【第18条】
- ・広報、啓発等【第19条】
- ・財政上の措置【第20条】
- ・年次報告【第21条】
- ・家庭教育を实践する日等【第22条】

## 連携

### 市町村との連携【第5条】

- ・情報の提供、助言その他必要な支援

### 国との連携【第6条】

- ・国に対し必要な施策を要望

## 保護者の責任及び役割【第7条】

- ・子どもの教育について第一義的責任を有することの自覚
- ・子どもに愛情をもって接すること、幼少期における子どもとの安定した愛情の形成及び定着
- ・子どもの個性の尊重、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達
- ・自らの成長
- ・幼少期の家庭教育の充実
- ・学校等との連携及び協調

### 祖父母の役割【第8条】

- ・子育てに関する知恵及び経験の活用
- ・保護者と連携しながら、家庭教育に対する支援及び協力

### 学校等の役割【第9条】

- ・保護者、地域住民及び地域活動団体との連携
- ・県及び市町村の施策への協力

### 地域住民及び地域活動団体の役割【第10条】

- ・保護者・学校等との連携
- ・地域環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力

### 事業者の役割【第11条】

- ・従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力